第61期 定時株主総会 招集ご通知

日　時

2020年６月24日（水曜日）午前10時

場　所

静岡県静岡市清水区島崎町223番地
静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ ７階

郵送による議決権行使期限

2020年６月23日（火曜日）午後5時15分まで

新型コロナウイルスの感染が広がっております。
本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じて、当社運営スタッフのマスクの着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。
本株主総会にご出席される株主様は、ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

目　次

第61期定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 2
連結計算書類 …… 17
計算書類 …… 20
監査報告書 …… 23
株主総会参考書類 …… 29
　第1号議案　剰余金の配当の件
　第2号議案　取締役10名選任の件

株式会社 アイ.テック
証券コード：9964

証券コード　9964
2020年６月５日

株　主　各　位

静岡県静岡市清水区三保387番地７
株式会社 アイ.テック
代表取締役社長　大　畑　大　輔

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月23日（火曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月24日（水曜日）午前10時
２．場　　所　静岡県静岡市清水区島崎町223番地
　静岡市東部勤労者福祉センター　清水テルサ　７階
３．目的事項
報告事項
１．第61期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第61期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役10名選任の件

**　なお、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.itec-c.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載いたしておりません。**
**　したがいまして、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。**

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.itec-c.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は持ち直し、生産・輸出・設備投資には一部に弱さがあるものの、企業収益も底堅く推移しており、緩やかな回復基調が続いておりましたが、長引く米中通商問題や国内で相次いだ自然災害に加えて、消費税増税が施行され減速傾向に転じると共に、年明けより新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、全世界的に経済活動が抑制され、足下の景気は急速に悪化しております。

当鉄鋼流通加工業界におきましては、国内鉄鋼メーカーは製造コストや物流コストの増加を理由に製品価格の値上げを推し進めていたものの、海外鋼材市況低迷の影響等からスクラップ価格は下落し、国内鋼材市況においても下落傾向となっており、予断を許さない状況となっております。また、国内需要につきましても、オリンピック関連投資の一巡に加え、今後見込まれる首都圏の再開発案件との端境期となった事に加えて、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による実体経済活動の低迷から、鋼材の荷動きはこのところ急速に悪化しております。なお、販売価格につきましても下落しており、一段と厳しさが増しております。

このような環境下にありまして当社グループは、首都圏においては、オリンピック関連投資は一巡したものの、再開発案件等を中心に工事請負・鋼材販売の両面において積極的な営業活動を展開しております。また、2018年６月に開設しました相馬支店・工場はH形鋼・コラムの加工を始め、入出庫量も着実に増加しており、東北地区における重要拠点として機能して参りました。なお、その他の地域においても、地道な営業活動により販売エリアの拡大・シェアアップを図っております。

このような状況から、鋼材の販売・加工事業につきましては、販売量は前期を下回った事に加え、販売単価も比較的堅調に推移していたものの、このところ急速に下落傾向となっており、販売金額も前期を下回る結果となりました。なお、鉄骨工事請負事業は、工事完成基準適用の中小物件については、物件数は増加したものの売上高は減少となりました。また、工事進行基準適用の大型物件につきましても新規着工物件の減少等から売上高は前期を下回りました。これらの結果から当連結会計年度の売上高は83,366百万円（前期比7.3％減）となりました。

収益面におきましては、鋼材の販売・加工事業は、販売量の減少に加え、国内鋼材市況は下落傾向となっており、物流コスト等も増加している事から、収益確保はより厳しくなっております。鉄骨工事請負事業は、前連結会計年度からの継続物件等を中心に着実な進捗から完成時期を迎え売上高に結びつき、収益につきましても確保できました。これらの結果から当連結会計年度の営業利益は3,900百万円（前期比5.4％減）となりました。また、営業外損益につきましては、為替差益159百万円、受取保険金221百万円、デリバティブ評価損136百万円の発生等により経常利益は4,292百万円（前期比6.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,721百万円（前期比28.6％減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（鋼材の販売・加工事業）

鋼材の販売・加工事業は、建築関連の民間設備投資は緩やかに増加しており、首都圏では再開発案件等が具体化しつつありますが、一方、首都圏以外は盛り上がりに欠けており、地域間の格差は広がりつつあります。また、鋼材需要につきましても前連結会計年度のような高揚感がなく、鋼材の荷動きは盛り上がりに欠ける状況となっております。このような状況から、販売量・販売金額共に前期を下回りました。

品種別に見ますと、当社主力のH形鋼は従来からの建築向けが弱含みに推移した事から、土木向けH形鋼や新たに製造販売を開始しましたカクパイプを始め、山形鋼、溝形鋼、異形棒鋼等のその他条鋼の販売は堅調に推移したものの、条鋼類の販売量・販売金額は共に前期を下回る結果となりました。また、鋼板類は、建築向けの切板や切断用母材等は前期並みに推移し、当社にて製造販売をしている合成スラブ用デッキとフラットデッキ等は前期を若干下回ったものの、土木向けの敷き板の販売が復調した事から、販売量・販売金額共に前期並みとなりました。鋼管類は、在庫出荷のロール成形コラムは、販売量は前期を若干下回ったものの、販売金額は単価にも支えられ前期並みとなりましたが､物件対応のプレス成形コラムが伸び悩んだ事から、販売量・販売金額共に前期を下回りました。以上の結果から、売上高は66,537百万円（前期比6.5％減）、営業利益は流通スプレッドの低下や物流コストの増加等から2,569百万円（前期比30.6％減）となりました。

（鉄骨工事請負事業）

鉄骨工事請負事業は、民間設備投資は回復しており、首都圏を中心とした再開発や大型物件は堅調に推移しておりますが、地方の中小物件については厳しく、まだら模様となっております。受注状況につきましては、オリンピック関連施設の案件と首都圏の再開発の案件の端境期となっておりましたが、徐々に解消に向かいつつあります。しかしながら、足下の工事物件は薄く、収益性についても徐々に厳しさを増しております。売上高につきましては、工事完成基準適用の中小物件は期末における駆け込みでの完成物件が例年のようには無く、売上高は前期を下回りました。また、工事進行基準適用の大型物件は当初は前連結会計年度からの継続物件等を中心に着実に完成時期を迎えた事や追加工事等もあり堅調に推移しておりましたが、新規着工物件の減少等から売上高は前期を下回りました。これらにより売上高は16,624百万円（前期比9.9％減）となりました。また、収益につきましては、引き続き工事管理部門の強化や鉄骨加工子会社の原価低減は進めており営業利益は2,057百万円（前期比78.8％増）となりました。

（その他事業）

その他は、運送業及び倉庫業であり、運送業については全国的なトラック不足も徐々にピークを過ぎグループ外からの輸送依頼も落ち着いてきた事から、売上高は前期を下回る結果となりました。また、倉庫業についても取扱量の減少から売上高は前期を下回る結果となりました。これらにより売上高は205百万円（前期比34.6％減）、営業利益は44百万円（前期比72.3％減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は576百万円で、主要なものは、清水支店のクローラークレーンの入替と東京支店のフラットデッキプレート製造ラインの改修等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資・社債発行による資金調達は行っておりません。なお、設備投資資金につきましては、自己資金及び銀行借入により充当いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第58期 (2017年3月期)	第59期 (2018年3月期)	第60期 (2019年3月期)	第61期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	67,420,639	72,826,793	89,906,557	83,366,994
経常利益(千円)	4,829,733	4,156,447	4,583,910	4,292,580
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	3,309,157	2,767,460	3,811,323	2,721,118
1株当たり当期純利益(円)	290.11	248.06	349.62	248.57
総資産(千円)	59,802,450	65,042,482	72,758,551	67,784,275
純資産(千円)	27,400,399	29,060,309	32,037,501	34,221,024
1株当たり純資産額(円)	2,400.18	2,647.98	2,909.38	3,089.44

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年2月16日)等を第60期の期首から適用しており、第59期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
中央ロジテック株式会社	20,000千円	99.0%	貨物自動車運送業
静清鋼業株式会社	45,000千円	100.0%	鋼材販売業
株式会社浜松アイ・テック	80,000千円	75.0%	鋼構造物加工業
ファブ・トーカイ株式会社	32,000千円	68.8%	鋼構造物製作販売業
大川スティール株式会社	50,000千円	100.0%	鋼構造物製作販売業
株式会社オーエーテック	60,000千円	100.0%	鋼構造物製作販売業

⑷ 対処すべき課題

今後の経済状況の見通しにつきましては、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により、世界経済、国内経済共に甚大な影響が懸念されており、景気の先行きは極めて厳しい状況が続くものと予想されます。

当鉄鋼流通加工業界におきましては、国内大手鉄鋼メーカーでは中長期的な国内需要の減少等の対応策として高炉休止を進めており、さらに新型コロナウイルス感染症への対応として大規模な減産も示唆されております。また、大手・準大手ゼネコンでは一時建設中の工事の中断や中断の検討が発表される等、今後の状況によっては、当社の主要な取引先であるファブリケーターにおいても多大な影響が出るものと想定されます。なお、このような非常事態の中、新規の民間設備投資の期待は薄く、今後長期にわたり鋼材の荷動きは低迷が予想されます。

このような状況下において、当社グループは鋼材の販売・加工事業においては在庫販売を基本としており、鋼材市況の下落局面においては業績悪化が懸念される事から、常に在庫の適正化を進めると共に、自社製品の合成スラブ用デッキプレート、フラットデッキプレート、Ｃ型鋼及びカクパイプの製造販売を通じて他社との製品の差別化を図り、今後も新たな鉄鋼製品の開発を進めて参ります。また、相馬支店・工場の開設により、東海・北陸地区から東北地区までの供給網が概ね整備されました。これらの各地に点在する事業所の豊富な在庫や加工設備をフル活用し、更なる販売エリアの拡大、地域のシェアアップを図って参ります。更に、高品質の鋼材や鉄骨製品をより安くというユーザーのニーズに応えるため、国内はもとより幅広く海外にも調達の選択肢を広げ、全国27拠点の販売網と４カ所の港湾施設並びに子会社等を駆使し、きめ細やかな対応により仕入先やユーザーと更なる信頼関係を構築して参ります。

なお、国内のトラック輸送は一時的に人材不足が緩和されておりますが、今後は高齢化や安全運行管理等から輸送コストは上昇が懸念されており、保有する港湾施設による海上輸送とトラックによる陸上輸送のコラボレーションにより鋼材の物流改革に取り組んで参ります。これらの施策により安定した収益の確保を目指すと共に、今後も積極的な事業投資と人材育成に努め、強い企業グループの確立を目指します。

また、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染症対策もＢＣＰ（事業継続計画）の再検討事項に掲げ、従業員、家族、地域住民の方々が安全・安心して暮らせる企業グループを目指します。

なお、ＣＳＲ（企業の社会的責任）につきましても、企業倫理の重要性を再認識し、業務執行の透明性、公正性を確保すべくコーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底に努めると共に、内部統制システムの整備に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましても、なお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ **主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社８社で構成され、鋼材の販売・加工、鉄骨工事請負、倉庫業及びそれらに関連した運送等を主たる業務としております。

当社グループの事業内容は次のとおりであります。

鋼材の販売・加工事業…… 主要な商品・製品はH形鋼、鋼板、コラム、カクパイプ、C形鋼、合成スラブ用デッキプレート、フラットデッキプレート、ビルトH形鋼等であります。

鉄骨工事請負事業…… 当社がゼネコン及び総合商社より鉄骨工事を請負い、子会社のファブ・トーカイ㈱、大川スティール㈱、㈱オーエーテック及び当社の得意先である鉄骨加工業者等に鉄骨加工を依頼しております。

その他事業…… 運送業及び倉庫業であります。

⑹ **主要な事業所**（2020年３月31日現在）

①当社の主要な事業所

本社	静岡県静岡市清水区三保３８７番地７	
支社	東京支社	東京都中央区
支店／工場	清水支店・工場	静岡県静岡市
	東京支店・工場	千葉県富津市
	北陸支店・工場	富山県射水市
	関東支店・工場	埼玉県児玉郡美里町
	相馬支店・工場	福島県相馬市
	南関東支店	千葉県山武市
	豊橋支店・工場	愛知県豊橋市
	甲府支店・工場	山梨県中巨摩郡昭和町
	神奈川支店・工場	神奈川県厚木市

②子会社

中央ロジテック株式会社	静岡県静岡市清水区三保３８７番地７
静清鋼業株式会社	静岡県静岡市清水区西大曲町９番３２号
株式会社浜松アイ・テック	静岡県袋井市中新田１８００番地
ファブ・トーカイ株式会社	静岡県静岡市清水区三保３８７番地７
大川スティール株式会社	新潟県新潟市北区太郎代字山の下１５２３番地３
株式会社オーエーテック	北海道札幌市東区北丘珠五条四丁目４番４０号

⑺ **使用人の状況**（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
鋼材の販売・加工事業	485名	17名増
鉄骨工事請負事業	241名	11名増
その他事業	81名	3名増
全社（共通）	20名	－
合計	827名	31名増

（注） 使用人数は就業員数（嘱託員、常用パートを含む。）であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
533名	24名増	40.1歳	9.6年

（注） 使用人数は就業員数（嘱託員、常用パートを含む。）であります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	6,334,200千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,145,000
株式会社みずほ銀行	2,000,000
スルガ銀行株式会社	1,500,000
静岡県信用農業協同組合連合会	1,100,000
三井住友信託銀行株式会社	1,000,000
株式会社清水銀行	900,000

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　46,147,000株

② 発行済株式の総数　11,300,000株

（注）2019年11月25日開催の取締役会決議により、自己株式の消却を実施したことにより、発行済株式の総数は915,132株減少しております。

③ 株主数　870名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ＯＥホールディングス	4,076千株	37.2%
大畑大輔	1,005	9.2
大畑雅稔	916	8.4
大畑攝子	517	4.7
山下仁美	512	4.7
ＪＦＥスチール株式会社	499	4.6
株式会社静岡銀行	485	4.4
スルガ銀行株式会社	375	3.4
大畑榮一	355	3.2
坂本宏允	230	2.1

（注）１．当社は、自己株式を331,926株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	新株予約権等の内容の概要	
取締役（社外取締役を除く）	名称	第1回新株予約権
	発行決議日	2015年９月28日
	新株予約権の数	76個
	保有している人数	2名
	目的となる株式の種類及び数	普通株式　7,600株
	新株予約権の行使期間	2015年10月15日から2045年10月14日まで
	新株予約権の払込金額（1株当たり）	665円
	権利行使価額（1株当たり）	1円
	権利行使についての条件	新株予約権者は、割当日から３年を経過した日又は当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使する事ができる。
	名称	第2回新株予約権
	発行決議日	2016年８月22日
	新株予約権の数	63個
	保有している人数	2名
	目的となる株式の種類及び数	普通株式　6,300株
	新株予約権の行使期間	2016年９月８日から2046年９月７日まで
	新株予約権の払込金額（1株当たり）	564円
	権利行使価額（1株当たり）	1円
	権利行使についての条件	新株予約権者は、割当日から３年を経過した日又は当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使する事ができる。
	名称	第3回新株予約権
	発行決議日	2017年８月28日
	新株予約権の数	359個
	保有している人数	6名
	目的となる株式の種類及び数	普通株式　35,900株
	新株予約権の行使期間	2017年９月14日から2047年９月13日まで
	新株予約権の払込金額（1株当たり）	1,034円
	権利行使価額（1株当たり）	1円
	権利行使についての条件	新株予約権者は、割当日から３年を経過した日又は当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使する事ができる。

（注）１．「第１回新株予約権」につきましては、３名が権利行使した事により交付時より142個減少しております。
２．「第２回新株予約権」につきましては、２名が権利行使した事により交付時より277個減少しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大畑榮一	静清鋼業㈱代表取締役 ㈱浜松アイ・テック代表取締役 大川スティール㈱代表取締役 ㈱オーエーテック代表取締役
代表取締役社長	大畑大輔	事業本部長 ㈱ＯＥホールディングス代表取締役 ㈱相模鋼材商会代表取締役
取締役副社長	佐野芳雄	東京支社長
常務取締役	伏見好史	管理本部長兼経理部長
常務取締役	廣澤浩一	東京支社副支社長兼建築事業部長
取締役	円谷哲	東京支店長
取締役	志村太一	営業統括部長
取締役	鐘飛	海外事業部長
取締役	小松三朗	
取締役	中村光央	弁護士法人ＫＵＲＡＴＡ　代表社員
常勤監査役	伊藤雅啓	
監査役	西野彰	税理士法人西野総合会計　代表社員
監査役	粕谷興博	粕谷興博税理士事務所　税理士

（注）１．取締役小松三朗氏及び取締役中村光央氏は、社外取締役であります。
２．監査役西野彰氏及び監査役粕谷興博氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役伊藤雅啓氏、監査役西野彰氏及び監査役粕谷興博氏は、以下のとおり、財務及び会計等に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役伊藤雅啓氏は、長年当社の経営企画部門において、会計数値のベースとなる当社システムや運用業務等に携わり、経理部門とともに会社経営を支える部門に従事しておりました。
・監査役西野彰氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
・監査役粕谷興博氏は、税理士の資格を有しております。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	10名 （2）	419,482千円 （4,050）
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	11,100 （3,600）
合計 （うち社外役員）	13 （4）	430,582 （7,650）

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2019年６月25日開催の第60期定時株主総会において年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2018年６月28日開催の第59期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬額として年額200,000千円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、1994年６月29日開催の第35期定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。
4．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額80,374千円（取締役７名）。
・ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額15,205千円（取締役6名）。
・譲渡制限付株式報酬の当事業年度における費用計上額36,046千円（取締役６名）。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・取締役小松三朗氏は、過去に当社及び連結子会社の取締役並びに当社の監査役を歴任されておりますが、2006年６月退任しております。
・取締役中村光央氏は、弁護士法人ＫＵＲＡＴＡの代表社員であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありませんが、当社と弁護士法人ＫＵＲＡＴＡとの間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託契約を締結しております。
・監査役西野彰氏は、税理士法人西野総合会計の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
・監査役粕谷興博氏は、粕谷興博税理士事務所の税理士であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況
・取締役小松三朗氏は、当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、幅広い知識・経験を活かし会社経営や監査実務の見地から発言を行っております。
・取締役中村光央氏は、2019年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。
・監査役西野彰氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち10回に出席し、監査役会10回全てに出席しました。主に公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。
・監査役粕谷興博氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち10回に出席し、監査役会10回全てに出席しました。主に税理士としての専門的な見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

1．当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範を倫理規程、就業規則等に規定する。

2．当社の内部監査室は、コンプライアンス担当部署と連携の上、当社及び子会社に対する内部監査を実施する。

3．当社は、当社グループの役員及び使用人が、総務部に対して直接通報を行う事ができる内部通報制度を設置する。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社及び子会社の取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

1．当社は、当社及び当社グループのリスク管理について定めるリスク管理規程において、リスク管理責任者及びリスク管理担当者を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

2．各取締役は、自らの分掌範囲のリスクに対して責任を持つとともに、全社的なリスクに対しては、必要に応じ委員会を設置し、総合的な対応を図る。

3．当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループの「業務継続計画（ＢＣＰ）」を策定し、当社及び子会社の役職員に周知する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

1．取締役は、毎年度の経営方針･計画の確実な遂行に向け、各部門の目標を適切に管理し、経営目標の進捗状況については、取締役会等にて随時報告･確認する。

2．当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1．当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ各社の事業に関して監督する取締役を任命し、定期的に業況報告を受ける。

2．これらの運用を明文化するために制定した「関係会社管理規程」に則して管理運用する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の当社及び子会社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1．当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

2．監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

3．監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を要する事とする。

⑦　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1．当社の取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

2．当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う事とする。

3．当社又は子会社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告を行う。

⑧　監査役に報告した者が当該報告した事を理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をした事を理由として不利な取扱いを行う事を禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

⑨　監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

1．取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

2．当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求・妨害行為等には毅然とした姿勢で組織的に対応する事を基本方針としております。

2．整備状況

当社は、総務部を反社会的勢力対応部署とし、所轄警察署、企業防衛対策協議会及び顧問弁護士等、外部の専門機関と連携をとり、関連情報の収集に努める。また、収集された関連情報は、随時、役員・従業員に周知を図り、反社会的勢力による被害の防止に努める。

⑹ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 取締役の職務執行

取締役は当事業年度に取締役会を16回開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定するとともに、月次損益の検討・業務執行状況の監督を行っております。また、法令・定款等への適合性及び業務の適正等の観点から審議しております。

② コンプライアンス体制

倫理規定を定め、役員及び従業員に周知するとともに社内の会議等を通じて随時コンプライアンスの啓蒙活動を行っております。また、より具体的な指針としてコンプライアンス・マニュアルを作成し、幅広く周知を図っております。

③ リスク管理体制

管理部門が中心となり、リスク発生の未然防止及びリスク管理に取り組む体制を構築しております。毎年リスクの見直しを行い、企業をとりまく様々なリスクに対応できるよう諸規定の整備や啓蒙活動を進めております。

④ 当社グループにおける業務の適正化

子会社の重要事項の決定については「関係会社管理規程」に従い、当社が事前承認を行い業務の適正を確保しております。また、各代表者より定期的に財務状況・業務執行状況の報告を受け、討議を行っております。なお、内部監査室では子会社を対象に業務遂行状況、コンプライアンスの状況、リスク管理状況等について監査を実施し、取締役会に報告しております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は当事業年度に監査役会を10回開催し、監査方針、監査計画を協議決定しております。また、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行い、内部監査部門、会計監査人等との情報交換を随時行うとともに主要な事業所等について実地監査を行っております。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**44,743,783**	**流動負債**	**27,807,976**
現金及び預金	7,696,140	買掛金	10,134,277
受取手形及び売掛金	21,336,375	短期借入金	12,500,000
商品及び製品	9,301,963	1年内返済予定の長期借入金	561,600
原材料及び貯蔵品	3,101,001	リース債務	16,718
未成工事支出金	3,038,013	未払法人税等	571,377
その他	276,788	未払消費税	1,225,304
貸倒引当金	△6,500	賞与引当金	394,942
固定資産	**23,040,491**	役員賞与引当金	46,487
有形固定資産	**21,349,405**	未成工事受入金	1,338,085
建物及び構築物	7,717,651	その他	1,019,184
機械装置及び運搬具	2,664,032	**固定負債**	**5,755,274**
土地	10,712,058	長期借入金	2,417,600
リース資産	3,268	リース債務	9,804
建設仮勘定	191,730	繰延税金負債	854,693
その他	60,663	役員退職慰労引当金	102,249
無形固定資産	**79,572**	退職給付に係る負債	1,746,831
投資その他の資産	**1,611,513**	その他	624,093
投資有価証券	450,879	**負債合計**	**33,563,250**
関係会社株式	1,000	**純資産の部**	
関係会社出資金	38,375	**株主資本**	**34,122,062**
保険積立金	563,701	**資本金**	**3,948,829**
繰延税金資産	132,503	**資本剰余金**	**4,124,294**
その他	487,680	**利益剰余金**	**26,467,863**
貸倒引当金	△62,626	**自己株式**	**△418,924**
		その他の包括利益累計額	**△236,876**
		その他有価証券評価差額金	**△59,922**
		退職給付に係る調整累計額	**△176,953**
		新株予約権	**40,129**
		非支配株主持分	**295,709**
		純資産合計	**34,221,024**
資産合計	**67,784,275**	**負債純資産合計**	**67,784,275**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**83,366,994**
売上原価	**71,570,278**
売上総利益	**11,796,716**
販売費及び一般管理費	7,896,567
営業利益	**3,900,148**
営業外収益	**712,517**
営業外費用	**320,086**
経常利益	**4,292,580**
特別損失	**7,497**
投資有価証券評価損	7,497
税金等調整前当期純利益	**4,285,083**
法人税、住民税及び事業税	1,417,466
法人税等調整額	80,148
当期純利益	**2,787,468**
非支配株主に帰属する当期純利益	66,350
親会社株主に帰属する当期純利益	**2,721,118**

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日　期首残高	3,948,829	4,122,239	25,514,907	△1,638,046	31,947,929
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△601,720		△601,720
親会社株主に帰属する当期純利益			2,721,118		2,721,118
自己株式の処分		△11,435		64,115	52,679
自己株式処分差損の振替		1,166,442	△1,166,442		－
自己株式の消却		△1,155,006		1,155,006	－
連結子会社株式の取得による持分の増減		2,054			2,054
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	2,054	952,955	1,219,122	2,174,132
2020年３月31日　期末残高	3,948,829	4,124,294	26,467,863	△418,924	34,122,062

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2019年４月１日　期首残高	23,880	△209,267	△185,387	40,546	234,413	32,037,501
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△601,720
親会社株主に帰属する当期純利益						2,721,118
自己株式の処分						52,679
自己株式処分差損の振替						－
自己株式の消却						－
連結子会社株式の取得による持分の増減						2,054
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△83,803	32,314	△51,488	△417	61,295	9,389
連結会計年度中の変動額合計	△83,803	32,314	△51,488	△417	61,295	2,183,522
2020年３月31日　期末残高	△59,922	△176,953	△236,876	40,129	295,709	34,221,024

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**43,526,140**	**流動負債**	**30,275,901**
現金及び預金	5,837,531	買掛金	8,164,226
受取手形	7,572,189	工事未払金	4,072,062
売掛金	12,257,944	短期借入金	12,500,000
完成工事未収入金	3,583,556	１年内返済予定の長期借入金	561,600
商品及び製品	9,186,386	リース債務	15,508
原材料及び貯蔵品	3,085,224	未払法人税等	383,219
未成工事支出金	1,717,815	未払消費税等	922,556
その他	291,492	未成工事受入金	1,016,588
貸倒引当金	△6,000	賞与引当金	259,000
固定資産	**21,522,378**	役員賞与引当金	40,187
有形固定資産	**19,788,066**	その他	2,340,952
建物	6,073,347	**固定負債**	**4,951,932**
構築物	1,613,713	長期借入金	2,417,600
機械及び装置	2,067,054	リース債務	9,092
車両運搬具	42,318	繰延税金負債	587,726
工具器具備品	44,076	退職給付引当金	1,315,419
土地	9,752,558	その他	622,093
リース資産	3,268	**負債合計**	**35,227,833**
建設仮勘定	191,730	**純資産の部**	
無形固定資産	**53,063**	**株主資本**	**29,840,479**
投資その他の資産	**1,681,248**	**資本金**	**3,948,829**
投資有価証券	449,679	**資本剰余金**	**4,116,979**
関係会社株式	316,170	資本準備金	4,116,979
関係会社出資金	38,375	**利益剰余金**	**22,193,595**
関係会社長期貸付金	150,000	利益準備金	189,650
破産更生債権等	32,925	その他利益剰余金	22,003,945
保険積立金	402,856	固定資産圧縮積立金	2,608,762
その他	367,858	特別償却準備金	45,973
貸倒引当金	△76,617	別途積立金	12,000,000
		繰越利益剰余金	7,349,209
		自己株式	**△418,924**
		評価・換算差額等	**△59,922**
		その他有価証券評価差額金	**△59,922**
		新株予約権	**40,129**
		純資産合計	**29,820,685**
資産合計	**65,048,519**	**負債純資産合計**	**65,048,519**

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**81,256,615**
売上原価	**71,797,177**
売上総利益	**9,459,437**
販売費及び一般管理費	7,023,380
営業利益	**2,436,057**
営業外収益	**665,768**
営業外費用	**320,548**
経常利益	**2,781,277**
特別損失	**25,680**
投資有価証券評価損	7,497
関係会社貸倒引当金繰入額	18,183
税引前当期純利益	**2,755,597**
法人税、住民税及び事業税	1,065,654
法人税等調整額	△110,186
当期純利益	**1,800,129**

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年4月1日　期首残高	3,948,829	4,116,979	－	4,116,979	189,650	2,720,920	76,803	12,000,000	7,174,253	22,161,628
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△601,720	△601,720
当期純利益									1,800,129	1,800,129
固定資産圧縮積立金の取崩						△112,157			112,157	－
特別償却準備金の取崩							△30,830		30,830	－
自己株式の処分			△11,435	△11,435						
自己株式処分差損の振替			1,166,442	1,166,442					△1,166,442	△1,166,442
自己株式の消却			△1,155,006	△1,155,006						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△112,157	△30,830	－	174,955	31,967
2020年3月31日　期末残高	3,948,829	4,116,979	－	4,116,979	189,650	2,608,762	45,973	12,000,000	7,349,209	22,193,595

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年4月1日　期首残高	△1,638,046	28,589,389	23,880	23,880	40,546	28,653,815
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△601,720				△601,720
当期純利益		1,800,129				1,800,129
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
特別償却準備金の取崩		－				－
自己株式の処分	64,115	52,679				52,679
自己株式処分差損の振替		－				－
自己株式の消却	1,155,006	－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△83,803	△83,803	△417	△84,220
事業年度中の変動額合計	1,219,122	1,251,089	△83,803	△83,803	△417	1,166,869
2020年3月31日　期末残高	△418,924	29,840,479	△59,922	△59,922	40,129	29,820,685

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

株式会社　アイ・テック
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柴　谷　哲　朗　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　﨑　　剛　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アイ・テックの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・テック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

株式会社　アイ・テック
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柴　谷　哲　朗　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　﨑　　剛　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイ・テックの2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き取締役等から事業の報告を受けるとともに、その業務の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

株式会社アイ・テック　監査役会

常勤監査役　伊藤　雅啓　㊞

社外監査役　西野　彰　㊞

社外監査役　粕谷　興博　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は株主の皆様に業績に応じた利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、企業体質の強化及び将来の事業展開等を総合的に勘案し配当を行う事を基本方針としております。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき25円　　総額は274,201,850円
なお、中間配当金として１株につき25円を実施しておりますので、当期の年間配当金は１株につき50円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月25日といたします。

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	おおはたえいいち 大畑榮一 (1929年11月15日生)	1960年10月　当社設立と同時に取締役 1973年５月　当社代表取締役専務 1974年４月　当社代表取締役社長 2015年６月　当社代表取締役会長　現在に至る （重要な兼職の状況） 静清鋼業㈱代表取締役 ㈱浜松アイ・テック代表取締役 大川スティール㈱代表取締役 ㈱オーエーテック代表取締役	355,544株
2	おおはただいすけ 大畑大輔 (1982年２月３日生)	2004年４月　当社入社 2005年12月　当社営業統括部次長 2007年６月　当社取締役 2011年６月　当社事業本部長補佐兼営業統括部長 2013年６月　当社専務取締役 2014年６月　当社代表取締役副社長 事業本部長　現在に至る 2015年６月　当社代表取締役社長　現在に至る （重要な兼職の状況） ㈱ＯＥホールディングス代表取締役 ㈱相模鋼材商会代表取締役	1,005,120株
3	さのよしお 佐野芳雄 (1950年７月21日生)	1973年１月　当社入社 1990年４月　当社関東支店長 1995年５月　当社営業統括部長 1996年６月　当社取締役 2002年６月　当社専務取締役 2006年６月　当社事業本部長 2013年６月　当社取締役副社長　現在に至る 2014年６月　当社東京支社長　現在に至る	12,100株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	ふしみ よしふみ 伏見 好史 （1961年11月3日生）	1985年４月　当社子会社入社 1993年12月　当社経理部転籍 2004年４月　当社経理部長 2008年６月　当社経営企画部長 2009年８月　当社経理部長　現在に至る 2011年６月　当社取締役 2012年６月　当社管理本部長　現在に至る 2013年６月　当社常務取締役　現在に至る	17,000株
5	ひろさわ こういち 廣澤 浩一 （1965年11月23日生）	2001年10月　当社入社 2006年４月　当社東京支店建築事業部営業部次長 2008年５月　当社東京支社建築事業部営業部長 2011年３月　当社東京支社建築事業部長　現在に至る 2011年６月　当社取締役東京支社副支社長 2016年８月　当社常務取締役東京支社副支社長　現在に至る	13,600株
6	つぶらや さとし 円谷 哲 （1955年3月4日生）	1988年10月　当社入社 1996年５月　当社東埼玉支店長 1998年10月　当社関東支店長 2009年４月　当社東京支店長　現在に至る 2011年６月　当社取締役　現在に至る	6,000株
7	しむら たいち 志村 太一 （1967年1月6日生）	1992年３月　当社入社 2004年９月　当社福井支店長 2009年８月　当社大阪支店長 2015年６月　当社営業統括部長　現在に至る 2017年６月　当社取締役　現在に至る	8,200株
8	ツォン フェイ 鐘 飛 （1973年8月24日生）	2005年４月　当社入社 2008年４月　当社営業統括部次長 2014年４月　当社海外事業部長　現在に至る 2017年６月　当社取締役　現在に至る	12,900株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	こまつ さぶろう 小松三朗 (1936年4月28日生)	1959年１月　当社入社 1971年６月　当社取締役営業部次長 1976年３月　当社常務取締役神奈川支店長 1998年６月　当社監査役 2006年６月　当社監査役 退任 2017年６月　当社取締役　現在に至る	5,920株
10	なかむら あきひろ 中村光央 (1951年12月13日生)	1982年４月　静岡県弁護士会弁護士登録 1985年４月　中央法律事務所開設　現在に至る 2017年４月　弁護士法人ＫＵＲＡＴＡ設立　現在に至る 2019年６月　当社取締役　現在に至る （重要な兼職の状況） 弁護士法人ＫＵＲＡＴＡ代表社員	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありませんが、中村光央氏の所属する弁護士法人と当社の間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係があります。
２．小松三朗氏及び中村光央氏は、社外取締役候補者であります。
３．小松三朗氏は、過去に当社及び連結子会社の取締役並びに当社の監査役を歴任され、会社経営や監査実務等において精通しており、また、鉄鋼流通加工業界についても深い造詣を有しております。これらの幅広い知識・経験を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって３年となります。
４．中村光央は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性を持って経営の監視を遂行するに適任であります。上記の理由により、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたします。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって１年となります。
５．当社は、小松三朗氏及び中村光央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以　上

メ　モ

第61期定時株主総会会場ご案内図

（会場）静岡県静岡市清水区島崎町223番地
静岡市東部勤労者福祉センター　清水テルサ　７階
TEL 054-355-3111

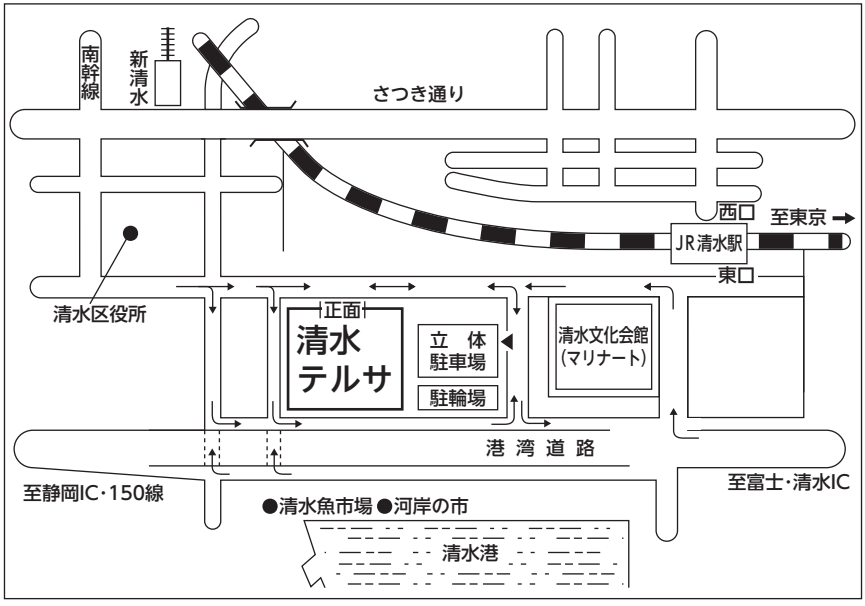

（交通）ＪＲ東海道本線清水駅東口（みなと口）より徒歩３分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。